

「中央区男女共同参画行動計画2023」進捗状況報告書（令和5年度）

基本目標 1	人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成
--------	--------------------------

取り組むべき課題	1-3	男女の生涯にわたる健康支援			
施策	(3)	子どもの相談体制の充実			
		子どもが心身ともに健やかに成長することを支援するため、いじめや不登校、虐待など、さまざまな問題の解決に向けた子ども本人、保護者を対象とした相談等の充実を図ります。			
事業番号	新規	重点	再掲事業	事業名	所管
28	○	○		SNS相談の実施	総務課
29				子どもと子育て家庭の総合相談	子家セン
30				子どもほっとライン	子家セン
31				こどもの発達相談	子発セン
32				スクールカウンセラーの配置	指導室
33				教育相談の実施	指導室

令和5年度事業実績

【総括】
個別の相談事業ごとに増減はあるものの全体的に相談件数は増加傾向にある中、各機関において幅広く支援を行った。

【主な実績】・・・〈〉内の数字は前年度実績

- ①子ども家庭支援センター 相談1,112件<1,072>、児童虐待情報専用電話16件<22>
- ②子ども発達支援センター 相談2,287件<2,921>、保育園巡回相談637件<567>
- ③スクールカウンセラー (中学校)相談952件<756>
- ④教育センター 相談507件<486>

【その他】
子どもの相談体制のさらなる充実を図るため、SNS相談について、協働ステーション中央から他の地方公共団体で実績を有するNPOの紹介を受け、効果的な事業のあり方の検討と庁内関係部署との調整を進めた。

次年度（令和6年度）に向けて

【相談体制等について】
保護者及び幼児・児童・生徒が抱えるさまざまな悩みに対応するため、引き続き、各機関がそれぞれの窓口での相談を継続的に実施し支援していく。
また、月間に合わせた街頭キャンペーンなど、機会を捉えた啓発活動の実施し周知に努める。

【SNS相談について】
本計画の新規・重点事業であるSNS相談については、令和6年度中の実施を目指す。

「中央区男女共同参画行動計画2023」進捗状況報告書（令和5年度）

基本目標 2	女性の活躍の推進〔中央区女性活躍推進計画〕
--------	-----------------------

取り組むべき課題	2-3	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援			
施策	(2)	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた事業所への支援			
		誰もが働きやすい職場づくりに取り組む事業所に対して、アドバイザーを派遣して取組の推進を支援するとともに、区内事業所をワーク・ライフ・バランス推進企業として認定します。			
事業番号	新規	重点	再掲事業	事業名	所管
78				事業所に対するアドバイザー派遣	総務課
79		○		ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	総務課

令和5年度事業実績

【総括】
育児介護休業法改正に伴う男性育休関連の規程整備や社内制度の効果的な運用など、過去最多となるアドバイザー派遣の申請があり、区内企業のワーク・ライフ・バランス推進を支援することができた。ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定にあっても、例年を上回る新規認定を行うことができ、着実な認定数増加につながった。

【主な実績】・・・〈〉内の数字は前年度実績

- ①アドバイザー派遣 8事業所〈1〉
 - ②ワーク・ライフ・バランス推進企業認定 新規5事業所〈2〉、更新13事業所〈9〉
- 令和5(2023)年4月1日時点 合計29事業所〈25〉

次年度（令和6年度）に向けて

区内企業のワーク・ライフ・バランス推進に向けて、アドバイザー派遣による支援を継続していく。アドバイザー派遣及び新規認定企業の募集については、区公式SNSの活用など周知を工夫するとともに、認定企業の取組を区内に広げていくための広報についても検討する。

「中央区男女共同参画行動計画2023」進捗状況報告書（令和5年度）

基本目標3 あらゆる暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕

取り組むべき課題				3-1	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	
施策				(3)	相談・保護から自立までの切れ目のない支援	
					相談を端緒として支援策へつなげ、被害者の安全を確保しながら、状況と必要性に応じた一時保護や自立支援に取り組みます。また、関係機関や関係各課との連携体制の強化に努め、支援に取り組むとともに、要保護児童支援にも取り組みます。	
事業番号	新規	重点	再掲事業	事業名		所管
105			34	ブーケ21女性相談		総務課
106			35	男性電話相談		総務課
107	○	○	28	SNS相談の実施		総務課
108			102	ブーケ21相談事業の周知		総務課
109			37	ひとり親家庭・女性・家庭相談		子育て支援課
110				一時保護の実施		子育て支援課
111				「配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」会議の運営		総務課
112			104	要保護児童対策地域協議会の運営		子家セン
113			49	再就職支援講座の開催		総務課
114			50	就労相談会の実施		総務課

令和5年度事業実績

【総括】
各機関において、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）に関する相談を受け付けるとともに、円滑なDV被害者支援のため、関係機関相互の連携体制の確認と情報共有を図った。

【主な実績】・・・〈〉内の数字は前年度実績

- ①ブーケ21女性相談のうちDV相談 32件〈37〉
- ②ひとり親家庭・女性・家庭相談のうちDV相談 214件〈183〉
- ③一時保護 9件〈10〉

【その他】

配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク会議及び要保護児童対策地域協議会を通じて、情報共有及び連携体制の確認・強化を図った。

次年度（令和6年度）に向けて

各種窓口における相談事業を継続していくとともに、相談窓口を広く周知していく。DV被害者及び要保護児童を適切に支援するため、引き続き、関係機関・庁内関係部署との連携強化を図る。

「中央区男女共同参画行動計画2023」進捗状況報告書（令和5年度）

基本目標4 さまざまな場への男女共同参画の促進

取り組むべき課題				4-2	地域活動における男女共同参画の促進	
施策				(1)	地域活動の場の提供と活動支援	
					地域で活動する団体などに対し、活動の場の提供や自主的な学習活動の支援をし、学習・交流機会の拡大を図ります。	
事業番号	新規	重点	再掲事業	事業名		所管
141		○		男女共同参画団体の活動への助成		総務課
142				協働ステーション中央の運営		地域振興課
143				社会教育関係登録団体への講師派遣		文化・生涯学習課
144			38	地域福祉コーディネーターによる相談支援		福)管理課 社会福祉協議会
145				シニアセンター（生きがい活動支援室）の運営		高齢者福祉課

令和5年度事業実績

【総括】
地域団体の自主的な活動を促進するため、講師謝礼の助成や講師の派遣を支援した。また、協働ステーション中央及びシニアセンターを活動する場として提供し、学習・交流の機会を創出することができた。

【主な実績】・・・〈〉内の数字は前年度実績

- ①男女共同参画団体の活動への助成 2団体〈2〉
- ②社会貢献活動団体等への相談件数 274件〈230〉
- ③社会教育関係団体への講師派遣 78回〈79〉
- ④シニアセンターの利用者数 19,147人〈13,697〉

次年度（令和6年度）に向けて

【全体】
引き続き、団体が活動できる場を提供するとともに、活動がさらに活性化されるよう支援を継続する。

【男女共同参画団体の活動への助成について】

より多くの団体に活用されるよう、既存の助成制度の見直しに向けた検討に着手する。